

秋田市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
41314	飯島穀丁10 号線	飯島穀丁379番15地先	89.60	6.00
		飯島穀丁379番25地先		
70634	桜三丁目8 号線	桜三丁目466番62地先	125.00	6.00 ～ 9.10
		桜三丁目503番8地先		
70636	横森二丁目 23号線	横森二丁目180番2地先	67.90	4.00
		横森二丁目188番1地先		
110344	向田表後野 線	雄和相川字向田表118番5地先	740.00	6.00 ～ 10.00
		雄和相川字後野163番1地先		

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を
除く、午前8時30分から午後5時15分まで